

議案第 24 号

東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 34 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

人事院規則の改正に伴い、時間外勤務等の免除対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するため、規定を整備する必要がある。